

第9期

介護保険事業計画 島原半島地域包括ケア計画

令和6年度～令和8年度

概 要 版



令和6年3月

島原地域広域市町村圏組合

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると、日本の65歳以上の高齢者人口は、令和4(2022)年10月1日時点で3,624万人であり、高齢化率は29.0%となっています。

高齢者人口は、令和7(2025)年には3,653万人に達し、令和25(2043)年には3,953万人でピークに達する見込みです。また、認知症高齢者数も令和7(2025)年には約700万人に達する見込みです。

高齢化率の上昇や医療・介護需要の増加により、介護保険サービスの維持は様々な課題を抱えており、高齢者福祉を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうしたなか、島原地域広域市町村圏組合(以下「本組合」という。)を構成する島原市、雲仙市及び南島原市(以下「構成市」という。)においては、地域包括ケアシステムの構築を継続的に推進するとともに、医療面(医療法の改正)、介護面及び福祉面(少子高齢化等)などの各種制度に対応した施策を共同で展開しつつ、市民にもっとも身近な基礎自治体として、地域の高齢者ニーズを的確に把握し、関係機関・関係者との共通理解を踏まえて取り組むことが求められています。

第9期介護保険事業計画(以下「本計画」という。)は、長期的な展望に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的として策定するものです。

計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

本計画は、地域の高齢者がその持てる力を存分に発揮し、世代を超えた支え合いによって、誰もが健康で安心して生活ができ、いつまでも元気に自立した生活を送れる地域づくりを目指して、以下の基本理念を設定します。

計画の基本理念

「元気みなぎる支え合いの島原半島」

※本基本理念は、高齢者に元気や活力が満ちている姿を、雲仙の雄大な自然からみなぎるエネルギーからイメージしたもので、高齢者が支えられるだけでなく、地域を支える主役として活躍する地域像を描いたものです。



本計画の性格と期間

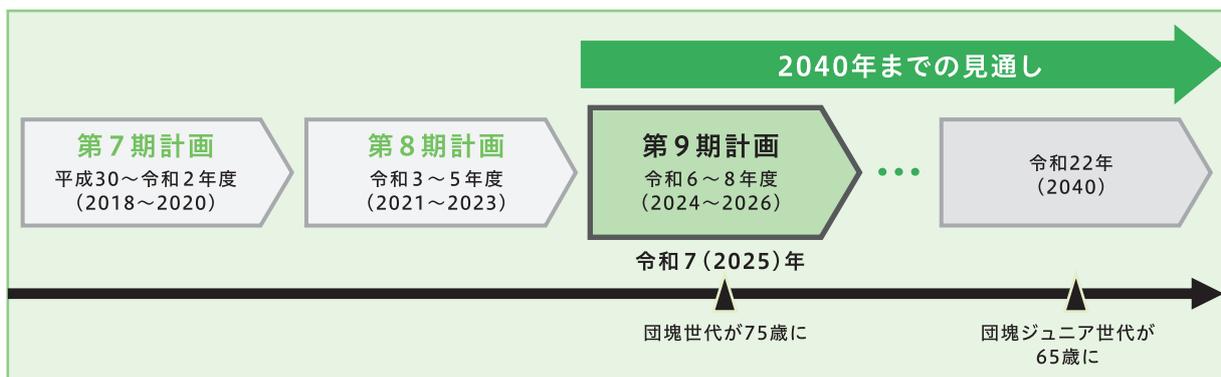
1 本計画の性格

本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけるものであり、保険者である本組合が構成市を対象地域として、高齢化の現状と将来予測を踏まえて、介護保険事業を円滑に実施していくために、必要な事項や施策等について定めるものです。

2 本計画の期間

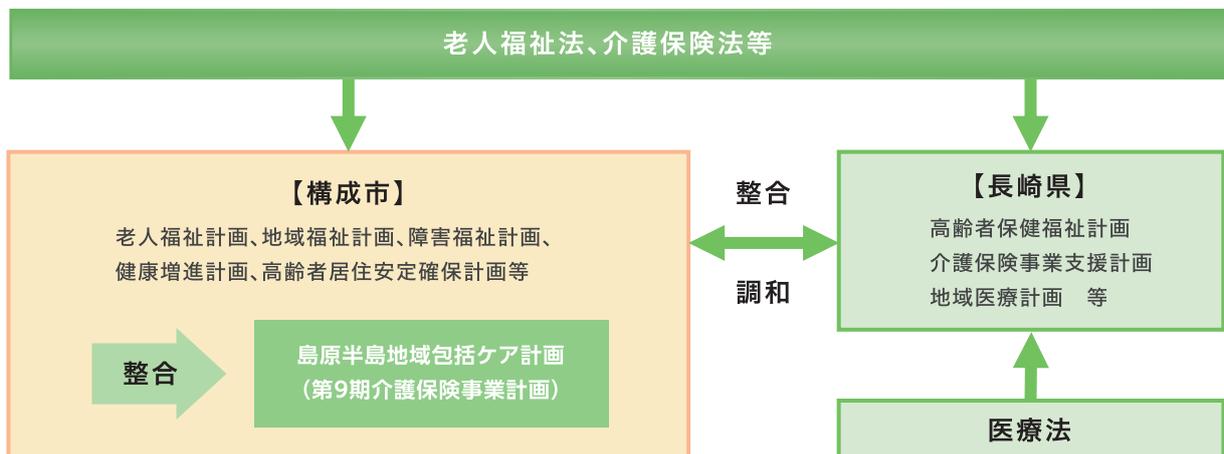
本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年、さらには「団塊ジュニア世代」が65歳以上の前期高齢者となる令和22(2040)年を見据えた計画とします。



3 他計画との関係

「島原半島地域包括ケア計画(第9期介護保険事業計画)」は、老人福祉法、介護保険法等の関連法令を踏まえるとともに、長崎県の関連計画との整合・調和を図るものとします。また、構成市それぞれにおける福祉関連計画との整合を図るものとします。



本組合の現状

1 圏域の人口と高齢化率

国勢調査結果によると、圏域の人口は一貫して減少傾向で推移しており、「国立社会保障・人口問題研究所」(以下、「社人研」という。)の推計では、今後もこの傾向は加速していくものとみられています。

一方、人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は上昇傾向にあり、2060年には人口のおよそ2人に1人(50.3%)は、65歳以上となると推計されています。

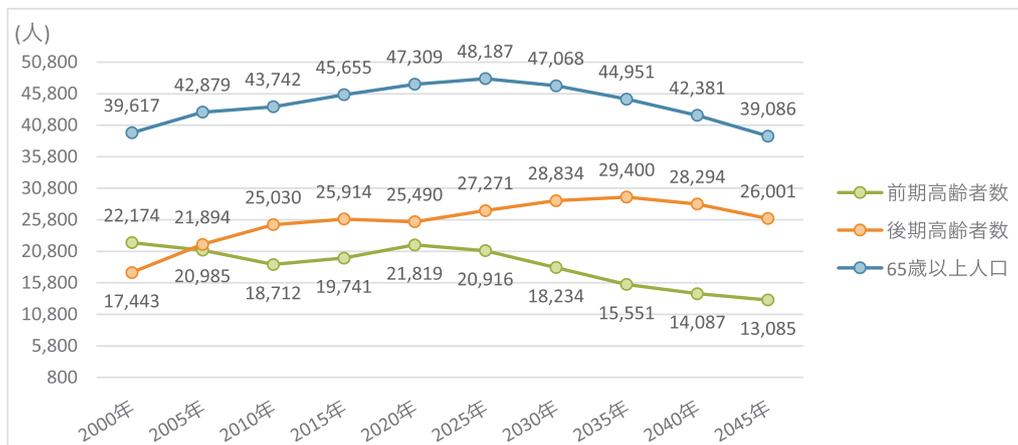


(資料) 2020年までは国勢調査による実績値。

2030年以降は「将来人口推計のためのワークシート(令和元(2019)年6月版)」に基づく推計。

2 前期高齢者(65~74歳)・後期高齢者(75歳以上)人口

圏域の前期高齢者数及び後期高齢者数の推移をみると、平成17(2005)年時点では後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。高齢者人口が令和7(2025)年にピークを迎え、その後減少に転じるとみられる一方で、後期高齢者人口は令和17(2035)年まで増加が続くと推計されています。

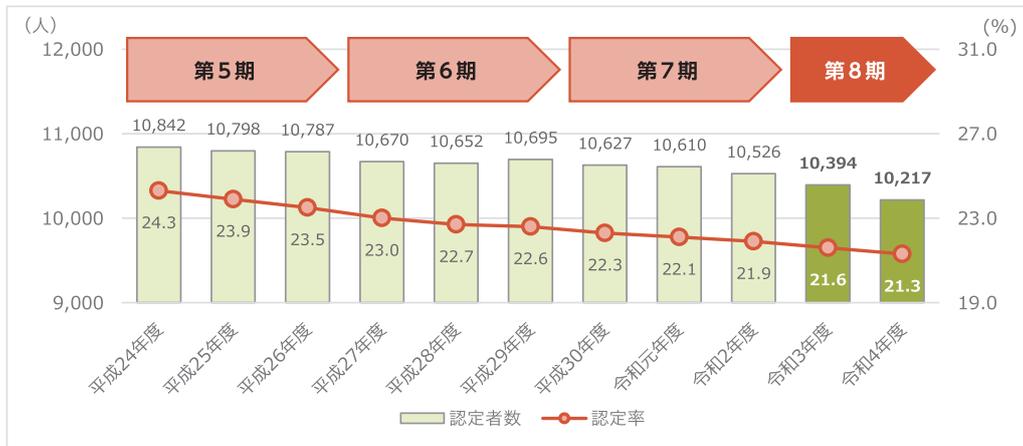


資料: 厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム(各年10月1日現在)



3 認定率

要支援・要介護認定者数と認定率の推移を見てみると、圏域全体としての高齢化率は上昇しているものの、認定者数、認定率ともに減少しています。



(資料)厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム 「介護保険事業状況報告」年報
(令和3(2021)、4(2022)年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

4 第1号被保険者1人1月あたり介護費用額

本組合の第1号被保険者1人1月あたり介護費用額を見てみると、長崎県、全国の推移と同様に増加傾向にあります。また、長崎県、全国の介護費用額と比べて、高い水準となっています。



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム
「介護保険事業状況報告(年報)」(または直近月までの月報累計)における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出。

日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定については、「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他を総合的に勘案して定める区域」とされています。（※地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）

本組合では、第3期介護保険事業計画において、旧行政区域等をベースとした22の日常生活圏域を設定し、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進めてきましたが、第9期計画においては、地域包括ケアシステムの構築、介護施設等の整備の状況及びその他の条件を勘案し、島原市、雲仙市及び南島原市の3圏域とします。

基本目標の内容と施策

1 住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現できる島原半島

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化を目指し、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、各種生活支援体制の充実に向けた取組を推進します。

施策1	地域包括支援センターの機能充実	施策4	介護保険サービスの周知・啓発
施策2	生活支援体制の充実	施策5	地域共生社会の創出
施策3	在宅医療・介護連携の推進		

2 高齢者が自立した、健康長寿の島原半島

高齢者の自立を促進し、地域の主体となって活躍できる地域づくりを目指し、自立支援・重度化防止への取組、介護予防に向けた取組等を推進するとともに、世代を超えた支え合いの地域づくりを推進します。

施策1	自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーション提供体制の構築	施策3	一般介護予防事業の推進
施策2	介護予防・生活支援サービスの充実		



3 安心・安全で、高齢者の権利と尊厳が守られる島原半島

各種感染症対策及び災害対策に向けて、関係機関との連携体制を確立し、安心・安全な地域づくりを推進します。

また、認知症高齢者の権利と尊厳を守るため、地域における認知症に対する理解促進、各種支援制度の周知や構成市との連携体制の確立を図るとともに、認知症の重度化防止への取組や介護者への相談支援体制の強化を図ります。

施策1	認知症総合支援事業の推進	施策3	成年後見制度の利用促進
施策2	各種感染症対策及び災害対策の推進		

4 生活を支えるサービス基盤が充実した島原半島

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、在宅生活の継続を支えるサービス基盤の確保が重要となります。

地域に必要なサービスの見込み量を適切に把握するとともに、介護人材の確保・育成等を通じた介護基盤の維持を図りながら、地域の生活支援体制のあり方について、継続的な検討を行います。

施策1	在宅生活継続のための支援	施策4	介護現場の負担軽減
施策2	介護離職防止の推進	施策5	介護保険事業所 情報連携ネットワーク整備
施策3	介護人材の確保・育成	施策6	地域支援事業の在り方の検討

5 介護給付が適正かつ公正で、持続可能な島原半島

少子高齢化に伴う人口構造の変化に伴い、介護保険事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。持続的な介護保険事業の運営に向けて、適切な介護給付が行われるよう、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検等、各種適正化事業を推進します。

施策1	要介護認定の適正化	施策3	医療情報との突合・縦覧点検
施策2	ケアプランの点検等		

第1号被保険者の保険料

第9期介護保険料基準額は、月額6,300円(第8期から200円の減額)と算出しました。

所得段階	対象者	保険料	
		保険料率	年額
第1段階	生活保護受給者の方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.285	21,600 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.485	36,700 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	0.685	51,800 円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.900	68,100 円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	1.000 ※基準額	75,600 円 (前期比 △2,400)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	90,800 円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	98,300 円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	113,400 円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	128,600 円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	143,700 円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	158,800 円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	173,900 円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	181,500 円